

事務連絡

令和2年7月21日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物衛生法関係の行政手続における取扱いについて

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、経済団体より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面手続等の見直しに係る要望が提出され、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)関係の行政手続においては、同法第5条第3項の規定に基づく特定建築物の届出事項の変更届及び同法第11条第1項の規定に基づく特定建築物年間管理実施報告等の報告書(以下「報告書等」という。)の提出について、手続簡素化や電子化に係る要望があったところです。

本年5月1日付けで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の中で、「新しい生活様式」として、テレワークの実施等が求められており、加えて、令和元年に公布、施行された、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)において、デジタルファースト(個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する)等のデジタル化の基本原則のもと、地方公共団体の行政手続についてもオンライン化が努力義務とされております。

つきましては、地方公共団体への報告書等の提出において、法令や通知等により書面提出や押印は求めていることを踏まえ、電子メール(PDFファイル添付等)による提出を可能とする、また、押印手続を省略するなど、「新しい生活様式」及びデジタル手続法の趣旨を踏まえた柔軟な取扱いをしていただくようお願いいたします。

○ 経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」

【日本経済団体連合会の要望事項】

ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化（ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について電子化を要望）

(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/request/200605request01.pdf>)

【経済同友会の要望事項】

特定建築物届出事項変更届出、特定建築物年間管理計画、特定建築物年間管理実施報告届出の手続きの簡素化・デジタル化

(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/request/200605request02.pdf>)

○ デジタル手続法の概要

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/191011/pdf/shiryous3-2.pdf>)

○ 「押印についての Q&A」(令和2年6月 19 日内閣府、法務省、経済産業省)

(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200619document01.pdf>)